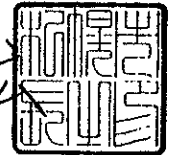


札幌市こども劇場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月 11 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第 79 号

札幌市こども劇場条例の一部を改正する条例

札幌市こども劇場条例（昭和51年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表(2) 札幌市こどもの劇場イ その他の使用の場合の表を次のように改める。

イ その他の使用の場合

使用時間 種別	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
ホール	14,400円	21,200円	23,100円	56,300円
会議室	1,200円	1,800円	2,000円	4,800円
研修室	2,500円	3,600円	4,000円	9,600円
美術工作室	2,800円	4,100円	4,400円	10,800円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の別表(2) 札幌市こどもの劇場イ その他の使用の場合の表に規定する使用料の徴収は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の別表(2) 札幌市こどもの劇場イ その他の使用の場合の表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。